

水道法の改正案が国会で継続審議となったが、その中に給水装置工事事業者の指定に更新期限を設ける条項があることは周知のとおりである。一方で、下水道の排水設備工事事業者の指定制度ではすでに5年程度の更新期限を導入済みである。給水装置工事事業者と排水設備工事事業者は市内業者に限っては8割程度、両方の指定を受けている。そこで、今回の給水装置工事事業者の更新制度がさらに実効性のあるものにできるように私見ながら提案してみたい。

## 二つの指定工事事業者制度

水道事業者ごとに受け付けている。

一方、下水道では、下水道法に基づく国家資格ではなく、下水道事業者の下水道条例に基づく民間資格として排水設備工事責任技術者を認定しており、平成10年以降は、都道府県単位で試験を実施し、さらに更新期間も設け、更新のための講習会の

の多発、市民苦情の増大などの現象が現れてきた。これは、従前は、直営の修繕部隊や職員による宿直制度などで夜間待機して、漏水通報などの初期対応もしていたが、ほとんどの水道事業者が両制度を縮小ないし廃止してきたことも一因であると推測する。漏水修理等を依頼するにもホームページ上での数百以

の多発、市民苦情の増大などの現象が現れてきた。これは、従前は、直営の修繕部隊や職員による宿直制度などで夜間待機して、漏水通報などの初期対応もしていたが、ほとんどの水道事業者が両制度を縮小ないし廃止してきたことも一因であると推測する。漏水修理等を依頼するにもホームページ上での数百以

の多発、市民苦情の増大などの現象が現れてきた。これは、従前は、直営の修繕部隊や職員による宿直制度などで夜間待機して、漏水通報などの初期対応もしていたが、ほとんどの水道事業者が両制度を縮小ないし廃止してきたことも一因であると推測する。漏水修理等を依頼するにもホームページ上での数百以

### 視点 21

## 更新制度のさらなる実効性を 法改正は制度再構築の好機に

受講は必須としている。資格は、都道府県内の範囲限定としているところが多く、他府県では別途取得しなければならぬ。

上の指定給水装置工事事業者リストの照会以上のことはしなくなつたため、トラブルの多発につながつてきた。

低い状態にある。これは、給水装置工事事業者向けの講習会の参加が努力目標であり、制度として必須化されていないことが背景にある。

この結果、水道では、不明工事事業者の増大、無届工事・クロスコネクション等の違反行為

この事態に対し、すでに、平成21年6月の段階で「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止のために」という報告書を厚生労働省と日本水道協会が発行して、課題の整理と具体的な

不明業者の排除は可能となるであろうが、そのことだけでは、宅内漏水補修をどこに依頼する

かの指針にはなりえず、悪徳業者の排除などの市民サービスの向上につながると思えない。制度改革は、誰が利益を得るのだろうかという視点に立てば、市民、工事事業者、上下水道事業者の3者が、納得し活用しやすい制度にすべきなのではないだろうか。今回の法律改正は、市民にとってはわかりやすく、上下水道工事事業者にとっては手続きが最小限で済み、上下水道事業者にとっては事務処理が最も簡便となるような、3者の利便性を増す制度を細部にわたって再構築できる好機と考える。このとき、水道事業と下水道事業の8割はすでに上下水道局として組織統合が進んで管理責任者が同一であるという実態を踏まえて、先行する下水道の制度を参考に、実効性を優先して、二つの指定制度の手続きと手間の簡略化を考えるべきだと思う。

元大阪広域水道企業団副理事 堀真佐司